

千葉県がん患者団体連絡協議会規約

(名称)

第1条 この会は、千葉県がん患者団体連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、主として千葉県内のがん患者団体（以下「団体」という。）がこの会を通じて、団体の主体性を尊重しながら相互の連携を図り、もってがん患者・家族の支援を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 団体相互の連絡提携
- (2) 団体と医療、福祉、行政などの関係機関との連絡提携
- (3) その他、協議会の目的達成に必要な事業の実施

(組織・構成)

第4条 協議会は、第3条の目的に賛同し、かつ次の条件を備える団体によって構成する。

- (1) 主として、県内において広くがん患者・家族に対する支援活動を行っている団体であること。
- (2) 政治的、宗教的主義、主張に偏しない団体であること。
- (3) がん患者・家族を中心とした会員構成を有し、会員によって活動が展開されている団体であること。
- (4) 営利を目的としない団体であること。
- (5) その他協議会の主旨にかなうものであることが認められた団体であること。

(委員・役員)

第5条 協議会には、協議会を構成する団体から選定された委員（以下「委員」という。）

1名が参加し、委員の互選により次の役員を置く。

会長 1名
副会長 2名
会計 1名
監事 1名

2 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

(代表)

第6条 会長は、協議会を代表し会務を統括する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(役員会)

第7条 協議会に第5条の役員により構成される役員会を置き、次の事項を事前に審議する。

- (1) 年間事業計画・報告及び予算・決算に関する事項
- (2) 協議会への加入、退会に関する事項
- (3) 規約の改廃に関する事項
- (4) その他協議会の運営に関する事項

(会議)

第8条 協議会の会議は、年1回以上開催するものとし、会長が召集する。

また、構成団体の3分の1以上の要請があった場合は、会長は会議の招集をしなければならない。

議長は、会長又は、その指名を受けた者があたる。

(部会)

第9条 協議会は、必要に応じて会議の議決を経て、特定事項を担当する部会を設置することができる。

2 部会の部員は、委員及び各団体から選定された者若干名をもって構成する。

3 部会の部会長は、当該部員の互選による。

4 部会は、会長の了承を得たのち部会長が召集し議長となる。

5 部会の議決は、会長に報告し、その承認を受けなければならない。

(議決)

第10条 協議会の役員会、会議又は部会は、構成員の半数以上の出席がなければ、開くことができず、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(アドバイザー等)

第11条 協議会又は部会には、必要に応じて会議の議決を経て、医療、福祉、行政などの関係者に、アドバイザー、オブザーバー等として参加を求めることができる。

(経費)

第12条 協議会の経費は、次のものをもってあてる。

(1) 年会費 (別に定める)

(2) 補助金

(3) 寄付金

(4) その他の収入

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(加入)

第14条 協議会に加入しようとする団体は、別に定める加入申込書を提出のうえ、協議会の承諾を得て加入することができる。

2 加入の諾否が決定した場合は、加入申込団体にすみやかにその旨を通知するものとする。

(退会)

第15条 協議会を退会しようとする団体は、退会届を届け出なければならない

(届け出事項)

第16条 各団体は、次の場合には遅滞なくその旨を協議会に届け出なければならない。

(1) 名称、代表者、所在地又は連絡先に変更があったとき。

(2) 委員、部員に変更があったとき。

(その他)

第17条 協議会には、必要に応じて会議の議決を経て、内規を別に定めることができる。

附則

この規約は、2008年11月6日から施行する。